

# 社会保障分野における安全で利便性の高い情報連携が 地域住民にもたらす効果に関する検証成果について

～ 社会保障カード(仮称)の制度設計に向けた実証事業 ～

平成22年8月31日

日立製作所・名張市 社会保障カード(仮称)

実証コンソーシアム

# 1

## 実証事業の概要

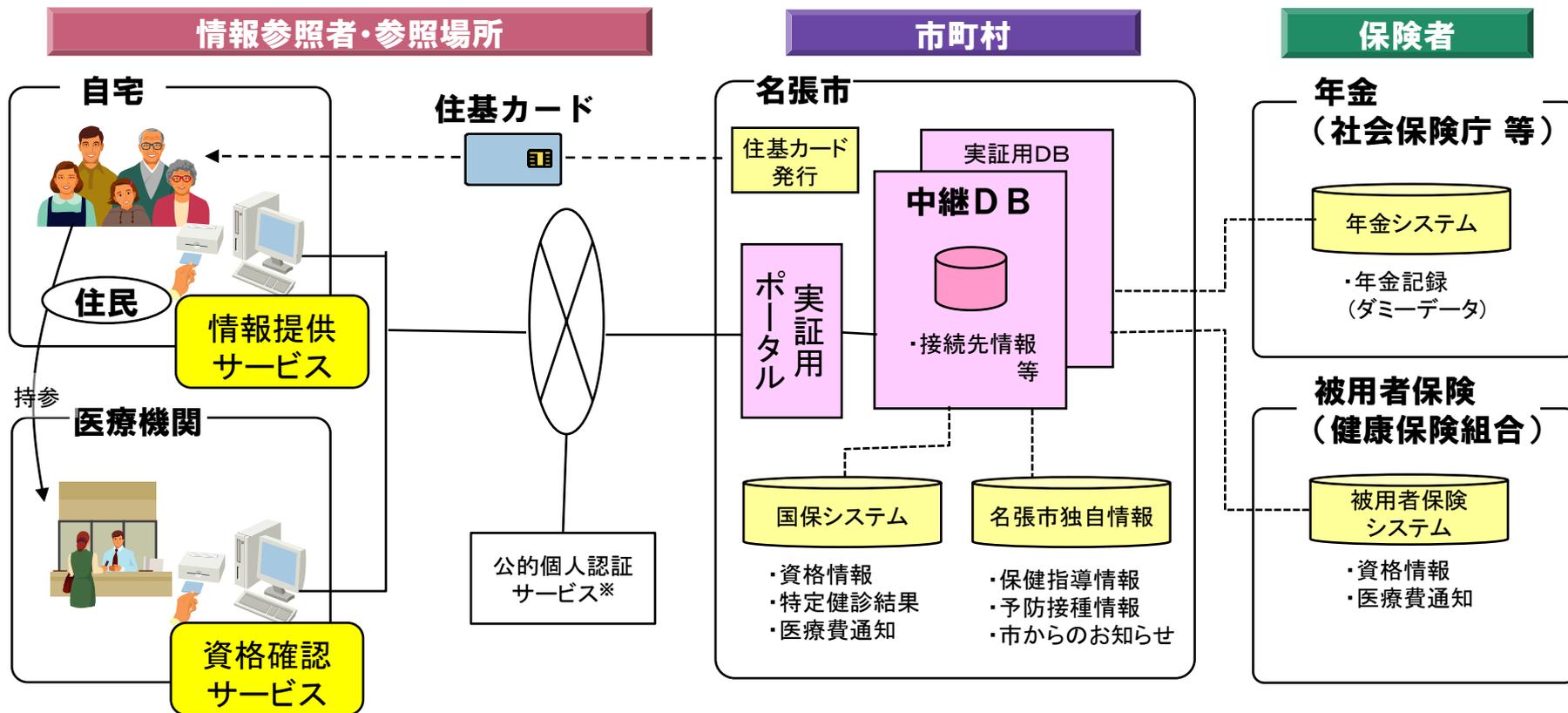
# (1) 実証事業の概要



- 「社会保障制度における自らの情報や社会保障制度に関する情報の可視化・透明化」、「利用者が効率的にきめ細かなサービスを受けられること」の実現に向け、住民基本台帳カード(住基カード)を用いることによる効果および課題の抽出
  - 名張市の住基カード発行実績は約6,000枚(住民の約8%)
- 参加者は名張市民約120名
- 「実証事業参加者への情報提供サービス」、  
「医療機関における医療保険資格確認サービス」を提供
- 住民が複数の機関にまたがる自分の情報(例: 特定健診結果、予防接種情報、医療費通知)を、住基カードを活用し、中継DBを介して即座に入手・確認できるようにする仕組みを構築

# (1) 実証事業の概要

## ○全体概要図



※公的個人認証サービスについては、本実証事業では電子署名の仕組みを活用した。  
詳細については参考資料参照。

## (2) 提供サービス内容

### 《情報提供サービス》 住民がインターネット経由でサービスを利用



住基カード  
- 自宅 -

- ①本人の確認（公的個人認証を使ってサービスにログイン）
- ②情報の参照
  - ・医療保険の資格情報
  - ・年金の加入履歴（ダミーデータ）
  - ・予防接種の受診情報
  - ・市からのお知らせ 等

### 《資格確認サービス》 医療機関の受付で受診者の医療保険資格情報を確認



- 病院 -

- ①医療機関の職員認証（医療機関用のサービスにログイン）
- ②受診者の本人確認（公的個人認証を使用）
- ③受診者の情報を参照する
  - ・医療保険の資格情報
  - ・公費負担医療の資格情報

# 2

## 中継データベースを用いた情報連携の 仕組みの検証

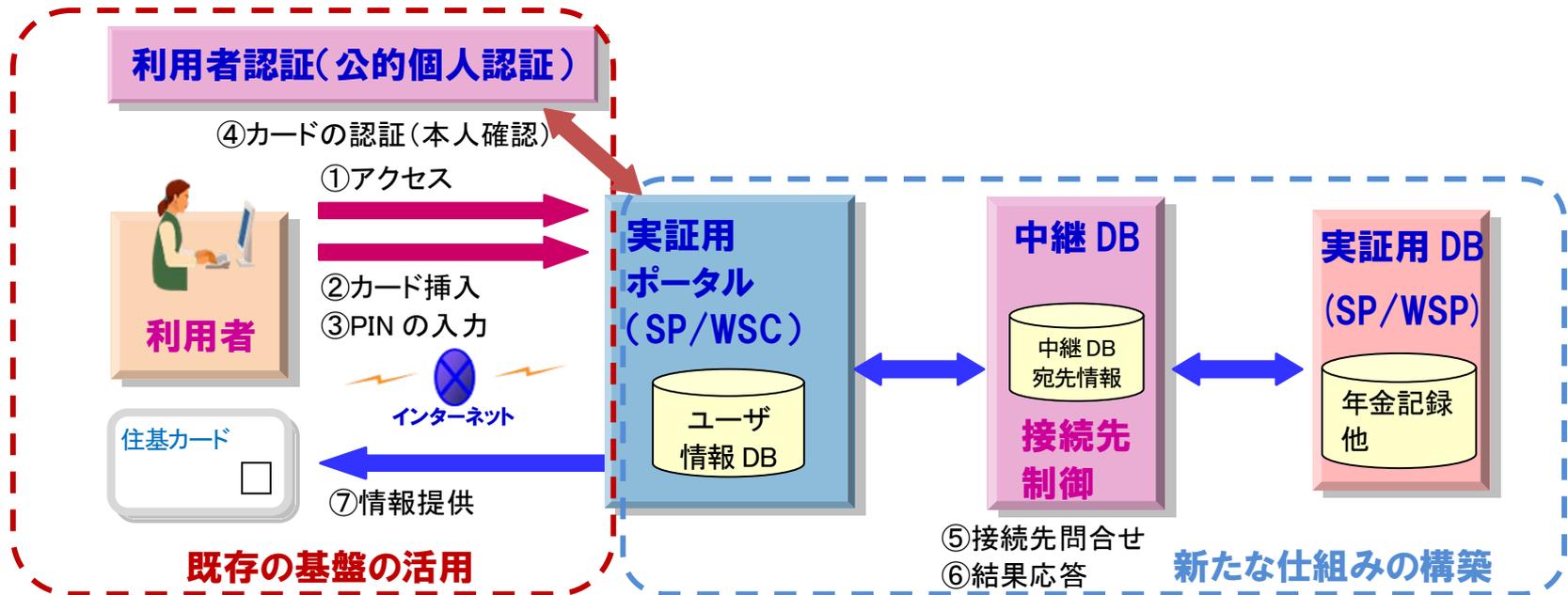
# (1) 情報連携の仕組みの構築

## ●既存の基盤の活用

- ・住基カードと公的個人認証という既存の仕組みを用いて、社会保障の情報連携の基盤を構築した。

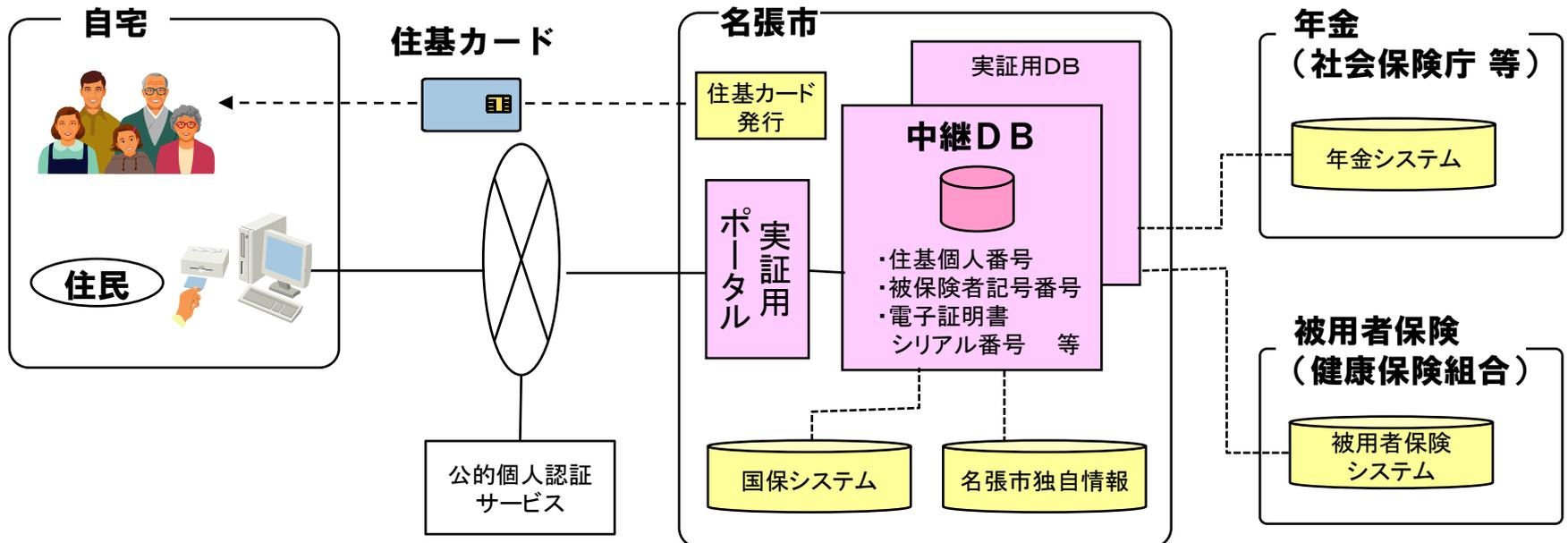
## ●新たな仕組みの構築

- ・「中継DB」の仕組みを、SAML2.0/ID-WSF2.0標準仕様を用いて構築した。



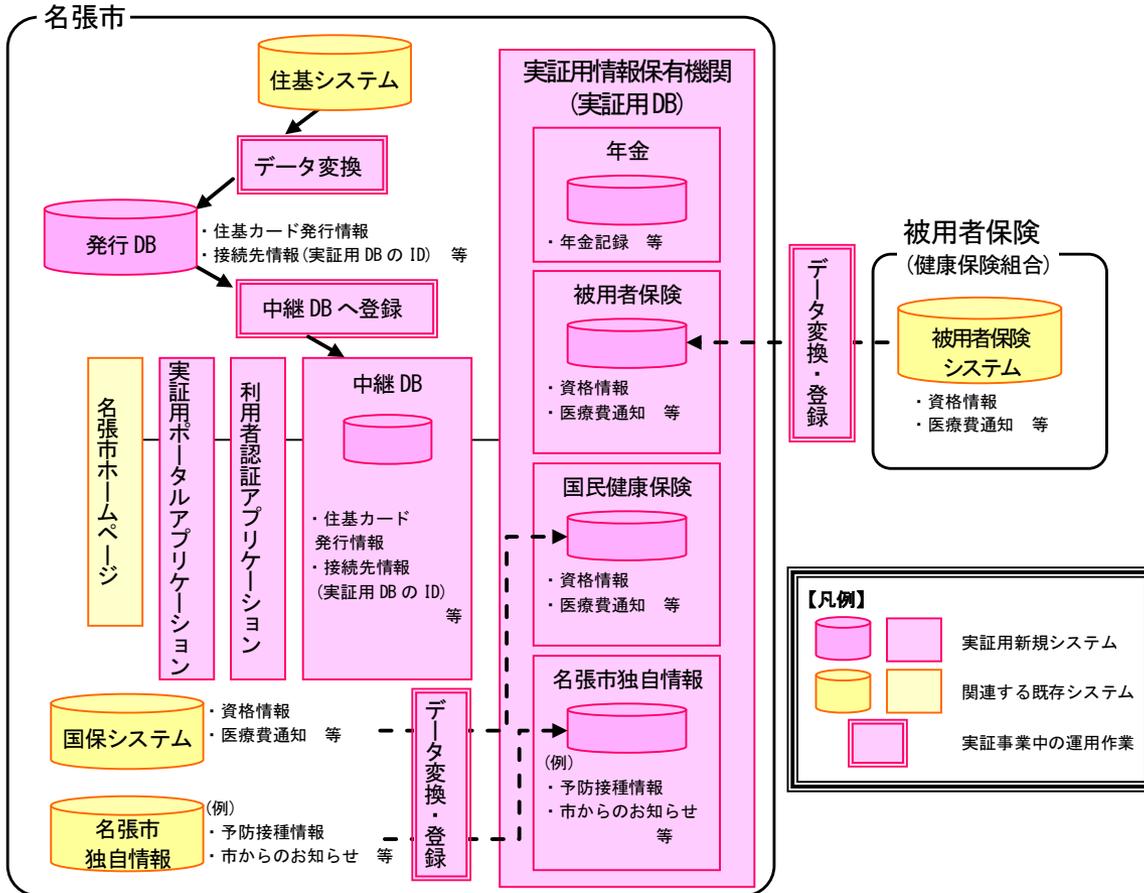
## (2) 本人識別の仕組み

- ICカードとして住基カードを利用し、ICチップに収録する本人識別情報は「カードの識別子」のみとした。
- 中継DBに本人識別情報、各制度の被保険者証記号番号等を持たせ、電子証明書シリアル番号をキー情報として中継DB経由で実証用の各保険者データベースへアクセスする運用とした。
- 公的個人認証サービスによる利用者認証のため、利用者本人によるPIN（暗証番号）入力が必要な運用とした。



# (3) 中継DBの構成(既存システムとの連携を含む)

## ■ 中継DBの構成



## ■ 中継DB内保持情報

種目	項目
キー情報	SAML固有ID (UserID)
	電子証明書シリアル番号
	電子証明書発行者
	住民番号
	世帯番号
被用者保険 (健保)	被保険者記号番号
	被保険者証番号
	管理番号
国民健康保険	被保険者証番号
公費負担医療	公費区分
	受給者番号
年金	基礎年金番号
管理情報	管理バージョン番号
	有効期間 (開始)
	有効期間 (終了)

### ●SAML/ID-WSFの使用について

・SAMLやID-WSFは使い方の規定が十分でなく、仕様の解釈や実装方法によって多様な実現方式があり得る。政府として社会保障のネットワーク整備を推進する上では、相互運用性を確立するため、国として実装する技術標準の検討を進めるべき。また、これに基づいた接続テストをアプリケーションレベルで実施すべきと考える。

# 3

## 利用者へのサービス提供の成果

# (1) 情報提供サービスに関するアンケート結果

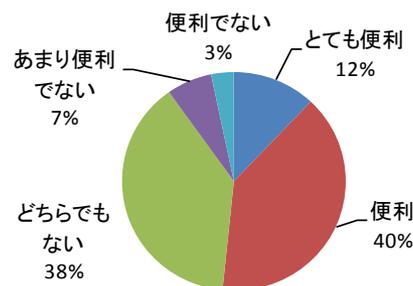
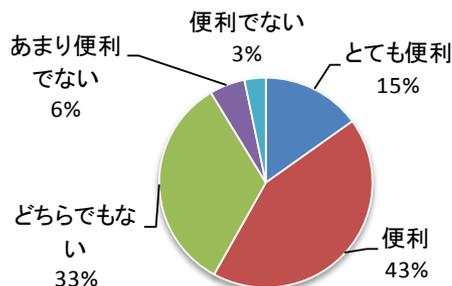
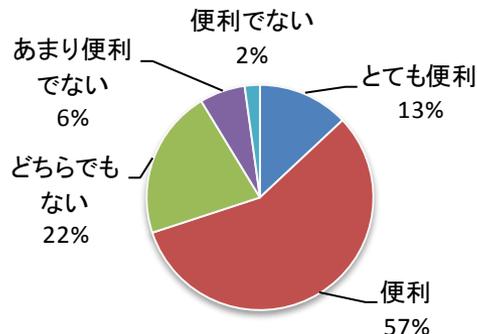
## ○各サービスの評価(評価の高い順)

※<>内は「とても便利」と「便利」の合計値

①年金記録<70%>

②医療費通知<58%>

③予防接種情報<52%>



その他、資格情報・市からのお知らせがそれぞれ<34%>

## ○全体的評価

設 問	「そう思う」「まあまあそう思う」と答えた人の割合
今回提供した情報閲覧サービスのよう、今まで複数の機関等への確認が必要だった情報を、ワンストップでまとめて閲覧できる仕組みが実現したらうれしいと思いますか	80%
今後も情報閲覧サービスと同様のサービスが提供されるとしたら、利用したいと思いますか	61%

## (2) 医療機関へのヒアリング結果

### ○医療保険資格確認サービスについて

- ・オンラインで最新の資格情報が確認できるのは便利。医療事務システムと連動できるようになるとよい。
- ・写真付きの住基カードであれば、券面情報が多いため本人の特定がしやすい。
- ・児童福祉、生保と公費の併用、生保と社保の併用、特定疾患、透析、更正医療、自立支援医療等の情報もわかるとよい。



### ○患者が窓口でPINを入力することについて

- ・お年寄りの方にとっては、住基カードを活用する場面でPINを入力してもらうのは困難な場合が想定されるため、工夫が必要。
- ・子どもについては、親だけでなく祖父母や近所の方が連れてくることがあり、PINを入力させるのは難しいため工夫が必要。



### ○ICカードの機能が使用できない場合の対応について

- ・カードの券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておくことが望ましい。
- ・氏名・生年月日、被保険者証記号番号、有効期限、自己負担割合の他、性別、本人・家族区分等。

# (3) 名張市へのヒアリング結果

## ○住基カードを活用する場合の効果について

- ・住民が複数の被保険者証・受給者証等を持つ必要がなくなる。
- ・現行の住基カードの発行業務により対応可能。現在と同様、厳格な本人確認を実施しながらカードを発行できる。
- ・国保の被保険者証の発行業務がなくなる。
- ・既に実用化されている行政基盤を活用することにより、効率的に社会保障の情報連携の基盤を構築できる。
- ・写真つきの住基カードであれば、身分証明書としての活用も促進される。
- ・カードの発行・交付に伴う業務負荷の増加への対応については、工夫が必要。



## (4) サービス提供に関する成果

### ●情報提供サービス

- ・自宅から直接、複数機関にまたがる情報を見ることができ、役所等に行く必要がない利便性を実感できた。
- ・サービスをいつでも自由に利用可能であることの利便性を実感できた。

### ●資格確認サービス

- ・医療機関において、厳格な認証を行いつつ、即座に資格を確認することができた。

### ●共通

- ・プライバシー保護の観点からは、「不安」「やや不安」という意見もあったが、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)で実用化されている公的個人認証を使っているのであまり不安はなかった」という意見もあった。

# 4

## 制度運用面等での課題の抽出

# (1) 主な課題および対応策

## ●住基カードを活用する場合の本人認証

- ・PIN入力を回避させつつ、確実に認証できる仕組みの構築

## ●カードが利用できない場合の対応

- ・保健医療番号(仮称)を券面等で確認
- ・医療機関での対応者の役職を確認した上で、別のルートによる資格照会を実施

## ●実運用を見据えた制度面の整備

- ・中継DBの運営、中継DBを用いた情報閲覧・情報連携に関するルール作りが必要
- ・共通の操作性やセキュリティ確保の面からも、制度やガイドライン等によって共通のルール作りが必要

## ●カードの交付主体

- ・市町村が望ましいが、市町村の業務負担が大きくなるため、業務負担が増えないような制度設計が必要



# 5

## 情報連携の将来像および提言

## ●将来像

- ・住基カードを常時携帯しておくことで、必要な時に即時に医療機関での受診が可能となる(何枚も紙やカードの保険証・受給者証等を持ち歩く必要がなくなる)
- ・住基カードを用いて、自宅から直接、複数機関にまたがる情報をいつでも自由に見ることが可能となる

## ●今後の課題

- ・社会保障と税に関わる番号制度の検討の動向を踏まえた可能性の検証や課題の抽出
- ・費用対効果や地域活性化施策との関連を考慮した全体の事業モデルの検討
- ・関連施策との整合性確保  
次世代電子行政サービス(ライフイベントに応じたワンストップサービスやバックオフィス連携)等

### ●住基カードを活用した認証の仕組みについて

・公的機関のアプリケーションでは、今回の仕組みで本人確認してもよいと考える。ただし、民間を含めてこのスキームを広く利用するには、悪意の第三者に対抗する制度的な担保が必要になると思われる。利用者の識別については国民IDや社会保障と税に関わる番号制度の議論があるので考慮に入れるべきと考える。

・上記認証の仕組みは民間任せでは整備が進まないため、国が旗を振って推進すべき。その際は、すでにある技術インフラを、制度改正しつつ活用したほうがコストは抑えられると考える。

# 参考資料

○オンラインでの利用者認証方式として、公的個人認証サービスの仕組みを利用することとした。

○ただし、公的個人認証サービスの運用規定では、秘密鍵の電子署名※用途以外の利用が定義されていないため、そのままでは認証方式として利用できないと考えられた。

○本実証事業では、公的個人認証サービスの電子署名の仕組みを活用した独自の利用者認証(システム利用可否判定)方式を検討し、適用した。方式の詳細は以下の通り。

- ①利用者から名張市へアクセス申請書を電子的に申請  
(住基カードに格納された電子証明書を用いて、申請書に電子署名を付与)
- ②その申請書の有効性を確認
- ③有効性が確認された場合、情報を照会可能

※電子署名: 申請書データなどに付与するもので、紙文書におけるサイン(署名)や印鑑に相当する役割を果たす。主に本人確認、データの改ざん防止のために用いられる。

アクセス申請書(例)

実証事業システムへのアクセス申請

申請日: 2010年〇月△日

私は、社会保障カード(仮称)実証事業に参加し、社会保障情報の照会を目的に、実証事業システムへアクセスすることを申請します。

公的個人認証サービスの電子証明書を用いて、本アクセス申請書に電子署名を付与し、利用者認証を行うことに同意します。